平成２２年（フ）第５８３号
青森市大字安田字近野268番地11　王位ハウス３号
債務者　秋濱　宏介
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６０３号
青森市富田３丁目24番21号
債務者　浅利　昭彦
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６０７号
青森市金沢１丁目１番13号　ラフォーレⅡ―101
債務者　坂本　幸治
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１１号
青森県東津軽郡平内町大字外童子字平畑17番地
債務者　船橋美穂子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１８号
青森市大字三内字丸山66番地10
債務者　片山　由華
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６１９号
青森市大字三内字丸山66番地10
債務者　片山　照悟
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第９１１８号
大阪市住之江区北加賀屋１丁目６番12号
債務者　古川　賢一
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月29日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２３３号
沖縄県沖縄市比屋根４丁目６番２号　サザンウィンド301号室
債務者　比嘉　静歌
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２５７号
沖縄県沖縄市上地１丁目22番14号
債務者　金城　弘美
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第２６６号
沖縄県うるま市字上江洲838番地
債務者　田場　典和
1　決定年月日時　平成23年１月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２２年（フ）第６０５号
青森市佃１丁目13番12号　サンハイツ佃105号
債務者　今野美智子
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月23日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７６９号
静岡県浜松市西区舘山寺町2399番地の１
債務者　田村佐登世
1　決定年月日時　平成23年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月18日午前10時45分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第２２１５９号
東京都大田区西糀谷３丁目８―15―101
債務者　手呂内秋雄
1　決定年月日時　平成23年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定

平成２２年（フ）第１２７３号
仙台市若林区大和町３丁目14番12号　カウント１―101
破産者　高橋　克行
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４４４号
仙台市若林区大和町５丁目17番７―402号
破産者　佐々木　孝
1　決定年月日　平成23年１月６日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係